### 評価員の倫理規程と心得

### 1. 評価員の倫理規程(日本評価学会による評価倫理ガイドラインより)

注意事項1:グッドガバナンス評価員は専門家として本評価倫理を守り、行動指針に基づき行動することが求められる。なお、アドバンス評価の特性上、該当しない項目もある。

注意事項2:基本原則 (Principles)は専門職業人として遵守すべき一定の倫理的な基準を示す ものである一方、行動指針 (Codes) (標準的な手順) は高度な技術を用いて行う 専門職としての標準的な活動の態様を示すものと定義できる。評価活動に関して は、倫理に関する事柄が行動指針 (Codes)に深く関係することが多く、両者を合 わせて「倫理ガイドライン」とする。

# 「評価倫理ガイドライン」(日本評価学会 2012年12月1日)

http://evaluationjp.org/files/JES\_Guidelines\_for\_the\_Ethical\_Conduct\_of\_Evaluations20121201.pdf

#### 2. 評価員の心得

- (1) 評価依頼のあった被評価団体と利害関係にある場合は必ず申し出ます。
- (2) 評価員は、評価・認証制度の目的及び要件を十分認識し、業務を遂行します。
- (3) 評価員は、被評価団体の組織運営や事業取組みが、継続的に適切に行われていることについて、評価を行います。
- (4) 評価員は、書類の有無のみでなく、その内容を的確に評価します。
- (5) 評価員は、「評価基準やガイドラインに適合している」と、安易に迎合した評価をしない よう心がけます。
- (6) 評価報告書の作成にあたり、調査内容、方法、根拠書類の確認を明確に説明します。
- (7) 評価倫理ガイドラインに準拠し、評価を実施します。

## 3. 評価員の守秘義務

評価員は業務委託契約内容及び機密保持の覚書に準拠した守秘義務があります。

- (1) 書面調査及び訪問調査の過程で知り得た情報は、すべて機密厳守となっています。
- (2) 評価員は、評価に係わる文書及び情報を、評価関係者以外へ、口外、閲覧、貸出し、コピー配布等を行なってはなりません。
- (2) 評価員は情報漏洩に厳重に注意し、守秘義務を守ります。
- (3) 評価員は評価員マニュアルを被評価団体を含め外部に公開してはなりません。訪問評価時に被評価団体にマニュアルが見られることのないよう配慮すること。
- (4) 各基準について、「基準を満たしている」、「満たしていない」の判断はその場で伝えない。